

(仮称) 和光市こどもの権利条例「柱」(案)

(1) 基本となる権利 こどもの権利の4原則

「差別の禁止」

「生命、生存及び発達に対する権利」

「こどもの最善の利益」

「こどもの意見の尊重」

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）、和光市こども計画

(2) 4つの原則を基本とし、次に掲げる権利を定める。

こどもの権利に関するアンケート調査

① 自分の気持ちや意見が尊重される権利

- ・自分の気持ちや意見を聴いてもらえる
- ・言いたくないときは言わなくてもいい

② 安全に安心して暮らす権利

- ・必要な支援を受けられる
- ・プライバシーが守られる
- ・困ったり悩んだりしたときに相談できる
- ・あらゆる暴言・暴力から守られる

③ 自分のやりたいことができる権利

- ・失敗が許される
- ・挑戦できる

④ 自分らしく健康に暮らせる権利

- ・心や身体が疲れたときに休むことができる
- ・ありのままの自分が認められ自分らしくいられる

⑤ 意見表明、参加・参画する権利

- ・自分の気持ちや意見を言える
- ・地域の活動やまちづくりに参加する

⑥ 遊ぶ権利

- ・わくわくすることや好きなことに夢中になって遊べる